

議案第 23 号

教育財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

教育財産の取得について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 項により、教育財産を取得する。

教育財産の概要

①名 称 徳丸文化財整理室

所 在 地 板橋区徳丸一丁目 2 番 1 号

分 類 行政財産・公共用

種 類 土地・建物工作物

種 目 区営住宅

数量 (㎡) 1 6 3 2. 0 7 ㎡

引継前の所管 住宅政策課

取得年月日 令和 8 年 4 月 1 日

②名 称 中台文化財整理室

所 在 地 板橋区中台一丁目 1 6 番 8 号

分 類 行政財産・公用

種 類 土地・建物

種 目 小規模保育園

数量 (㎡) 3 8 9. 8 3 ㎡

引継前の所管 子ども政策課

取得年月日 令和 8 年 4 月 1 日

（提案理由）

区営住宅については令和 7 年度に旧高島第七小学校からの移転作業を要することとなり、代替施設として利用し、引き続き文化財整理室として利用する。小規模保育園については令和 8 年度に蓮根文化財整理室からの移転作業を要することとなり、代替施設として利用する。

このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 3 項及び東京都板橋区公有財産規則第 9 条第 1 項の規定により引き継ぎを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号の規定により管理するため。

令和 8 年 2 月 19 日
生涯学習課作成

引継ぎを受ける教育財産概要

住宅政策課所管の施設を教育財産として生涯学習課が引き継ぐこととなった。教育財産の概要は下記のとおり。

記

公有財産番号 (索引番号)	—			
財産の表示 (引継ぎ後)	名称	徳丸文化財整理室		
	所在	板橋区徳丸一丁目 2 番 1 号		
	所管 課名	生涯学習課		
	用途	文化財整理室		
	分類 行政財産・ 公共用	種類 土地・建物 工作物	種目 区営住宅	数量 1632.07 m ²
引渡事由	令和 7 年度に旧高島第七小学校からの移転作業を要することとなり、この代替施設として徳丸一丁目アパートを利用することとなった。施設そのものを生涯学習課へ移管し、引き続き文化財整理室として利用する。			
引渡前の 所管部課名	住宅政策課			
備考	※引継ぎ前の公有財産番号：005206-A00001（区営徳丸一丁目アパート）、005206-B00002（区営徳丸一丁目アパート自転車置き場）、005206-E00001（受水槽） ※引継日は令和 8 年 4 月 1 日とする ※システム上の異動は、令和 7 年度財産が確定したのちに行うため、公有財産番号はブランクとなっている。			

令和 8 年 2 月 19 日
生涯学習課作成

引継ぎを受ける教育財産概要

子ども政策課所管の施設を教育財産として生涯学習課が引き継ぐこととなった。教育財産の概要は下記のとおり。

記

公有財産番号 (索引番号)	—			
財産の表示 (引継ぎ後)	名称	中台文化財整理室		
	所在	板橋区中台一丁目 16 番 8 号		
	所管 課名	生涯学習課		
	用途	文化財整理室		
	分類 行政財産・ 公用	種類 土地・建物	種目 小規模保育園	数量 389.83 m ²
引渡事由	令和 8 年度に蓮根文化財整理室からの移転作業を要することとなり、この代替施設として旧中台小規模保育園を利用するため。			
引渡前の 所管部課名	子ども政策課			
備考	※引継ぎ前の公有財産番号：006280-A00001（旧中台小規模保育園）、006280-B00001（旧中台小規模保育園） ※引継日は令和 8 年 4 月 1 日とする ※システム上の異動は、令和 7 年度財産が確定したのちに行うため、公有財産番号はblankとなっている。			